

# 時津中央第2土地区画整理事業だより NO.18

発行：時津町 建設部 都市計画課（区画整理係）

TEL：095-882-2211 FAX：095-882-5648

E-mail：dai2kukaku@town.togitsu.nagasaki.jp

今年もあと1ヶ月余りとなりました。皆様方におかれましては、「まだ工事が着工しないのだろうか、今どういうところまで進んでいるのだろうか」などご心配されている方も多いことと存じます。

現在、仮換地指定に向けての作業（換地設計）を進めていますが、区画整理だよりの前号で「年内に換地（案）の閲覧及び各権利者への説明会を開催できる予定です。」とお知らせしましたが、換地設計等に係る作業に予想以上の時間を要しているため、年内の開催が無理な状況です。

つきましては、下記のとおり現時点での今後のスケジュールをお知らせいたしますのでご確認ください。

なお、換地案（換地先、減歩率、換地面積等）につきましては、権利者の皆様に対しまして、ご心配をおかけしているところでございますので、スケジュール等大きな変更が生じた場合にはご連絡いたします。

## 平成18年度 事業スケジュール（予定）

月 日	項 目	備 考
H18. 12月中旬頃	換地設計（案）作成	
H19. 1中～下旬	土地区画整理審議会への換地設計（案）の説明	正式な諮問ではありません。
H19. 1下旬 ～H19. 2中旬	各権利者への換地設計（案）供覧	換地先、減歩率、換地面積等を説明します。
H19. 3中～下旬	土地区画整理審議会への換地設計（案）の諮問	審議会の意見を聴くこととなります。
H19. 3下旬	仮換地の指定	換地先、減歩率、換地面積等が確定します。
H19. 3末までに行う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転計画の策定</li> <li>・ 工事の実施設計</li> </ul>	施行計画書に基づき、部分的に実施していきます。
	※ 第2土地区画整理事業に関する資金計画（国庫補助金）等の変更により、本事業の基本となる「実施計画書（国の承認が必要）」及び「事業計画書（県の認可が必要）」の変更について、本年度中に国県の承諾をいただくよう、換地設計の作成作業と同時に進めています。	

《注》 上記スケジュールは予定です。各種手続き等が計画通りに進まなくなると仮換地の指定等が遅れることとなります。

# 平成19年度 事業内容（予定）

第2土地区画整理事業	関連事業
建物調査	都市計画街路整備事業（西時津左底線） 第2土地区画整理事業の施行区域外ですが、施行区域内の道路との接続部分を整備するものです。
移転交渉	
仮設住宅の建築	

## 《工事着工までの一般的な事業の進め方》

### ① 仮換地の指定

- ・ 仮換地指定の手続き
- ・ 土地区画整理審議会の意見聴取
- ・ 指定通知書の作成
- ・ 添付図の作成（施行前後）
- ・ 指定通知書の発送
- ・ 指定通知書の受領の整理

### ② 画地確定測量

- ・ 調査
- ・ 画地確定計算
- ・ 画地の杭打ち
- ・ 画地確定図の作成

### ③ 建物移転

- ・ 建物移転計画図の作成
- ・ 建物移転物件の調査及び積算
- ・ 移転通知照会の発送及び交渉
- ・ 建物移転工事施工

### ④ 工事施工

上記のような項目を処理して工事施工（造成工事等）となりますが、本事業の施行地区全体の施行計画書に基づき、水道設備及び下水道設備など現在の公共施設の変更を行うとともに地区内への道路（幹線道路、区画道路）を整備しながら、各宅地の造成を行います。

従いまして、施行順序により各権利者の方々の換地先の造成工事等の時期が違ってきますが、一般的に工事施工の1～2年前頃から各種調査を行う旨のご説明に伺えるものと考えています。今後とも皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。